

2021
No.724

7

令和3年6月25日発行

広報



あみ

人と自然が織りなす、輝くまち

「阿見グリーンメロンのスイーツフェア 2021」開催

7月18日まで町内7店が参加したフェアを開催しています。

町の特産品阿見グリーンメロンをふんだんに使用したおいしいスイーツをご用意しています。

ぜひご来店ください！ ※主催：町商工会 ☎ 887-0552

ホームページ：https://peraichi.com/landing_pages/view/amimelonfair

※写真は阿見グリーンメロンを生産する「吉田農園」の皆さん



新型コロナワクチン接種券

64歳以下の人には、7月中旬以降の発送を予定しています。
予約については、年代を区切ってご案内させていただきます。
詳細が決まり次第、町ホームページに掲載しますので、ご確認ください。

令和2年度

「阿見町ふるさと応援寄附金」

受入れ状況

総件数: **2,525 件** 総額: **36,246,000 円**

政策企画課 ☎888-1111 (216)

■寄附金の内訳

事業名	件数	金額
1. 「人がつながるまちづくり」を実現するための事業 町民参加の促進、国際交流の促進、情報化の推進、広域行政の推進など	228 件	3,381,000 円
2. 「人を育むまちづくり」を実現するための事業 高齢者支援、障害者支援、子育て支援、スポーツの振興など	635 件	7,577,000 円
3. 「暮らしを支えるまちづくり」を実現するための事業 市街地の整備、景観整備、農業の振興、商業の振興、観光の振興など	337 件	4,666,000 円
4. 「安全・安心のまちづくり」を実現するための事業 上下水道の整備、防災対策の推進、防犯対策の推進、自然環境の保全など	146 件	1,687,000 円
5. あみ人材育成基金 地域産業の担い手となる人材の育成に充てさせていただきます。	45 件	506,000 円
6. 予科練平和記念館整備管理基金 阿見町予科練平和記念館の整備および管理に充てさせていただきます。	79 件	2,125,000 円
7. 町長にお任せ 町長が必要と考える事業に充てさせていただきます。	825 件	11,726,000 円
8. 新型コロナウイルス感染症対応に関する事業 感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援するための事業に充てさせていただきます。	230 件	4,578,000 円

ふるさと応援寄附金の使い道

令和2年度にいただきました寄附金は、総合計画の施策を推進していくために活用しました。



▲ 1. 「人がつながるまちづくり」を実現するための事業
町民参加促進のため、地域づくり会議を開催しました



▲ 2. 「人を育むまちづくり」を実現するための事業
竹来中学校の外壁改修工事を実施しました



▲ 3. 「暮らしを支えるまちづくり」を実現するための事業
本郷小学校につながる町道を新設しました



▲ 4. 「安全・安心のまちづくり」を実現するための事業
防災対策推進のため、避難所開設訓練を実施しました

『ふるさと納税返礼品提供事業者 個別相談会』を開催します！

政策企画課 ☎888-1111 (216)

町では、ふるさと納税への積極的な対応を行うため、新たに「返礼品」を出品していただける事業者を随時募集しています。また、すでに「返礼品」を出品されている事業者からの相談等も受け付けます。つきましては、「返礼品」についての個別相談会を下記日程にて開催します。

- ▼期日:8月6日(金)
- ▼時間:午後1時30分～8時30分(最終受付:午後7時30分)
- ▼場所:役場3階302会議室
- ▼申込方法:電話申込(事前申込制となりますので、上記の連絡先に申込をお願いします)

- 主な相談内容:返礼予定品の相談、返礼品登録までの流れ等(新規事業者)
新規返礼予定品の相談、売上を伸ばすための対策等(既存事業者)

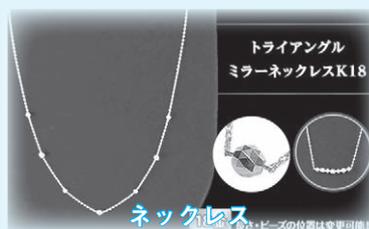
- ▼新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となる場合があります
- ▼最小限での出席にご協力をお願いします
- ▼相談時間は、1事業者当たり30分～60分を予定しています
- ▼業務代行業者の『全国農業協同組合連合会(JA全農)』の担当者も同席します

自慢の商品を全国にPRしませんか？

北は北海道、南は沖縄県まで全国の人からの寄附(返礼品のお申込み)を受けています。そのため、商品が町の返礼品として承認されると、全国に商品をPRすることができます。今回の個別相談会を機に、ぜひ返礼品登録をしてみませんか。

※返礼品には、町内で生産または加工された商品、町内産の原料を用いた商品(加工は町外でも可)などが該当します。詳細につきましては、個別相談会にてご説明します

個別相談会を経て、返礼品登録された商品の一例



町の財政状況を公表します

令和2年度

財政事情

(令和3年3月末現在)

町民の皆さんに町政の運営状況についてご理解を深めていただくために、令和2年度(令和3年3月31日現在)の各会計予算の収支状況等をお知らせします。

なお、一般会計および特別会計の収支状況は、令和3年3月31日までに発生した債権や債務を整理するための出納整理期間(令和3年4月1日から令和3年5月31日までの2か月間)における収入支出は含まれませんので、決算額(最終確定額)とは一致しません。

財政課 ☎888-1111 (221・222)

■一般会計

(単位:千円・%)

区分	歳入			歳出			
	予算現額	収入済額	収入割合	区分	予算現額	支出済額	支出割合
町税	7,794,131	7,763,818	99.6	議会費	153,811	147,890	96.2
地方譲与税	191,786	190,188	99.2	総務費	6,547,348	6,289,091	96.1
地方消費税交付金	953,167	1,008,582	105.8	民生費	6,427,363	4,598,618	71.5
地方特例交付金	63,459	63,459	100.0	衛生費	1,687,892	1,084,356	64.2
地方交付税	769,575	777,886	101.1	農林水産業費	408,705	352,948	86.4
分担金及び負担金	130,194	121,581	93.4	商工費	498,910	358,637	71.9
使用料及び手数料	232,519	200,556	86.3	土木費	2,763,164	1,790,689	64.8
国庫支出金	7,813,112	7,313,905	93.6	消防費	687,902	654,772	95.2
県支出金	1,483,691	670,509	45.2	教育費	2,721,088	1,727,536	63.5
繰入金	313,053	55,037	17.6	災害復旧費	1	0	0.0
繰越金	688,104	688,105	100.0	公債費	1,384,340	1,384,339	100.0
諸収入	406,133	338,713	83.4	諸支出金	184,529	184,529	100.0
町債	2,324,600	716,500	30.8	予備費	12,788	0	0.0
その他	314,317	322,058	102.5				
合計	23,477,841	20,230,897	86.2	合計	23,477,841	18,573,405	79.1

■特別会計

(単位:千円・%)

会計名	予算現額	収入済額	収入割合	支出済額	支出割合
国民健康保険	4,693,035	4,493,153	95.7	4,027,308	85.8
介護保険	3,475,708	2,870,011	82.6	3,088,875	88.9
後期高齢者医療	1,019,983	552,098	54.1	998,718	97.9
合計	9,188,726	7,915,262		8,114,901	

※予算現額(一般会計および特別会計):当初予算額に4月以降の補正予算額・予備費充用・費目間の流用・前年度からの繰越明許にかかる繰越額などを増減した後の予算額です
 ※会計ごとの性質・事業内容により、執行状況が異なります

■公営企業会計

(単位:千円・%)

区分		予算現額	執行済額	執行割合
水道事業会計	収益的	収入 1,202,826	1,242,498	103.3
		支出 1,090,421	1,038,126	95.2
	資本的	収入 42,920	52,335	121.9
		支出 546,579	512,627	93.8
下水道事業会計	収益的	収入 1,791,015	1,825,899	101.9
		支出 1,574,902	1,562,546	99.2
	資本的	収入 473,244	609,771	128.8
		支出 1,034,297	1,022,359	98.8

※収益的:事業の管理・運営に関する収入および支出をいいます
 ※資本的:施設の建設・改良などに関する収入および支出をいいます
 ※資本的収支の支出に対する収入の不足額は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんします
 ※消費税・地方消費税を含みます

■町債等の現在高

●町債

(単位:千円)

区分	年度末現在高
一般会計	15,189,093
公営企業会計	7,424,699
水道事業	1,551,929
下水道事業	5,872,770
合計	22,613,792

●一時借入金

なし

※出納整理期間(令和3年4月・5月)における借入額を含みます

■基金の現在高

(単位:千円)

区分	年度末現在高
財政調整基金	2,137,003
減債基金	373,100
その他の基金	2,110,560
国民健康保険支払準備基金	280,000
介護給付費準備基金	496,368
土地開発基金(現金)	3,600
合計	5,400,631

23年目の歩み

町国際交流協会は設立後23年

目を迎え、さまざまな交流事業を企画していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、予定していた事業が中止または縮小となりました。

特に、都市間の訪問や多くの参加者を集める事業につきましては、参加者の安全を考慮し、全て中止となりました。

日本語教室につきましては、後期(10月～3月)のみ、参加者の体調確認や密解消などの感染対策を十分行っただうえで実施しました。また、茨城大学の協力を得てボランティア日本語講師養成講座(全5回)を実施しました。

① 姉妹都市・友好都市間の交流活動

アメリカ姉妹都市スーペリア市の高校生と霞ヶ浦高等学校生とのバーチャル会議を開催し、

親善と友好を深めました。

柳州市から町にマスク4万枚、柳州市柳鉄中心病院から東京医科大学茨城医療センターおよび県立医療大学付属病院に医療用マスク各5千枚の寄贈を受けました。

これらは、姉妹・友好都市間の長年に渡る交流の成果です。

② 地域交流関係

世界の文化紹介の動画(世界の文化を知ろう「リトアニア編」)を作成し、Youtubeにて公開しました。

国際交流協会は今後ともさまざまな国際交流活動を進めていきますので、皆さんのご支援と積極的な参加を引き続きよろしくお願いします。

活動写真

● 柳州市から町に寄贈されたマスク



● 中国柳州市柳鉄病院から町内の病院に寄贈された医療用マスク(計1万枚)



● 会員募集 ●

対象 国際交流活動や国際協力に興味・関心がある人ならどなたでも入会できます。国籍・住所・年齢・性別は問いません ※外国語を話せる必要ありません

会費 ▼個人・学生会員：一口1,000円(中学生以下500円)

▼賛助会員：一口10,000円

申込方法 申込書(協会窓口・協会ホームページから入手可)を記入し、会費を添えて申し込む

問合せ先 ☎ 888-1111(292)

🌐 <http://www.town.ami.lg.jp/aiea/>

✉ aiea-ami@atlas.plala.or.jp

● スーペリア市の高校生と霞ヶ浦高等学校生とのバーチャル会議



● ボランティア日本語講師養成講座



● 日本語教室



全ての人が自分らしく 生きるために



このマークは男女共同参画社会のシンボルマークです

—だれもが輝く社会づくり—

町民活動推進課男女共同参画推進室 ☎888-1111 (271)

ドメスティック・バイオレンス (DV) は犯罪であり、人間の尊厳をおとしめる行為です。町ではこれらの認識を深めるための啓発活動を行うとともに、相談体制の充実を図ります。

配偶者や恋人からの暴力に悩んでいませんか？ DV (ドメスティック・バイオレンス) とは？

一般に親密といわれる関係にある人 (配偶者、事実婚のパートナー、恋人など) から受ける暴力のことを言います。また 10 代から 20 代の若い人を中心に、「デート DV」という恋人同士の間で暴力によって相手を思いどおりにする行為が問題視されています。

さまざまな暴力の形態

- ▼身体的な暴力 殴る、足で蹴る、首を絞める、突き飛ばす、引きずり回すなど
- ▼精神的な暴力 どなる、脅す、ばかにする、無視する、自殺をほのめかすなど
- ▼性的な暴力 嫌がっているのに性行為を強要する、避妊に協力しないなど
- ▼経済的な暴力 生活費を渡さない、自由にお金を使わせないなど
- ▼社会的な暴力 友人や身内との付き合いを制限する、自由に外出させないなど

阿見町の令和 2 年度虐待・DV 等の相談状況について

町では「阿見町児童虐待、障害者虐待および高齢者虐待並びに配偶者等からの暴力等の防止に関する条例」に基づき、相談状況について公表します。

●面接や電話による相談件数 84 世帯 114 人

相談内容	相談世帯数	相談人数
配偶者等からの暴力	20 世帯	20 人
児童虐待	16 世帯	32 人
障害者虐待	4 世帯	4 人
高齢者虐待 (65 歳以上)	7 世帯	7 人
その他 (住民票閲覧制限等)	37 世帯	51 人

*町では各課が相談窓口となり、情報を共有しながら連携をとって対応しています。また、警察・県相談センター・児童相談所等の関係機関と協力し、さまざまな問題についての相談を受け付けています

【一人で悩まず、まずはご相談ください】

問い合わせ：阿見町役場 町民活動課 男女共同参画室 ☎888-1111 (271)
受付時間：平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

6 月 23 日～ 29 日は男女共同参画週間です

国では「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成 11 年 6 月 23 日を踏まえ、平成 13 年度から毎年 6 月 23 日～ 29 日までの一週間を「男女共同参画週間」として、様々な取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

令和 3 年度のキャッチフレーズ

「女だから、男だから、ではなく、私だから、の時代へ。」

夏の交通事故防止

失った命は、もう戻りません……。守りましょう、交通ルール

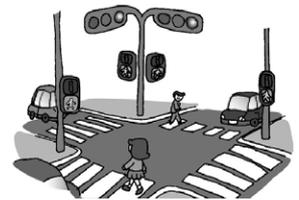
生活環境課交通防犯係 ☎888-1111 (253・254)

7月20日～31日まで「夏の交通事故防止県民運動」期間となっています。一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの向上・交通事故防止の徹底を図り、安全安心なまちづくりを実現しましょう。

歩行者（特に子ども・高齢者）の保護

運転者は

- ▼横断歩道前の一時停止や横断歩道等に接近する場合の減速を心がけましょう
- ▼ライトの早め点灯と夜間のライトのこまめな上下切替えによる早めの歩行者の発見に努めましょう
- ▼黄色信号は注意して進んでよい信号ではなく、安全に停止できない場合を除いて、必ず停止線の前で止まらなければいけないという信号ですので注意しましょう



歩行者は

- ▼道路を横断する場合、横断歩道を利用し、斜め横断は絶対しないようにしましょう
- ▼夕方から夜間は、明るく目立つ色の服を着て、反射材等を利用し、運転者に気づいてもらう工夫をしましょう

妨害運転や飲酒運転等の悪質・危険運転の根絶

令和2年6月30日に道路交通法の改正により、妨害運転に対する罰則等が創設等されました。車を運転する際は、周りの車の動きなどに注意し、思いやりをもって、ゆずり合いの運転をすることが大切です。一人ひとりが交通ルールと正しい交通マナーを守って、安全で快適に通行できる交通社会を目指しましょう。

また、町では「**飲酒運転の根絶**」を目指し、飲酒運転三ない運動を強く推進しています。

「**飲んだら運転しない・運転するなら飲まない・運転する人には飲ませない**」を徹底しましょう。

茨城県交通安全県民運動年間重点スローガン

「飲酒運転 崩れる未来 戻らぬ時間」

自転車の安全利用の推進

自転車運転中のスマートフォン等での通話や操作は、交通事故を起こす原因となりますので絶対に止めましょう。また、ブレーキ不良、ライト不点灯など自転車の整備・点検が不十分な場合も危険行為につながります。日ごろから自転車の点検整備や反射材用品の活用等、自転車の安全対策に努めましょう。自転車利用者が加害者となる重大事故で、高額な賠償金を請求されるケースが増えています。被害者や加害者への救済措置となる自転車保険に加入しましょう。



夏の交通安全県民運動スローガン

「あぶないよ 画面見ないで 小さな手」

ご存じですか？ 各種支援制度

『障害者福祉サービス』



社会福祉課 ☎888-1111 (164・165)

町では、障害がある人の日常生活を支援するため、次のような福祉サービスを実施しています（主なものを掲載。ほかにもさまざまなサービスがあります）。これらのサービスを利用するには、事前に申請が必要です。また、サービスの種類により介護保険が優先されるものがあります。

障害者総合支援法によるサービスを希望される場合は、18歳以上の人は、本人（配偶者を含む）が住民税非課税、生活保護の場合利用料はありません。それ以外の人は原則1割の負担ですが、利用料が負担にならないように、上限額制度が設けられています。18歳未満の児童は世帯で判定し、住民税非課税世帯・生活保護世帯の場合利用料はありません。それ以外の世帯は18歳以上と同じようになります。各福祉手当は所得制限があるものもあります。詳細は上記へご相談ください。

■手帳制度

身体障害者手帳	視覚・聴覚・平衡機能・音声言語機能・そしゃく機能・肢体（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）・心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう機能・直腸機能・小腸機能・肝機能・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障害のある人を対象に交付されます
療育手帳	知的障害のある人が援護を受けやすくするために交付されます
精神保健福祉手帳	精神の疾患により日常生活や社会生活に制約がある人が医療や福祉の支援を受けやすくするために交付されます

■障害者総合支援法

障害者総合支援法では、障害者の範囲に、身体・知的・精神等の障害のある人のほか、『難病等』が加わり、国の指定する361の難病等の人も対象となります。

介護給付・訓練等給付	身体・知的・精神等に障害のある人または、難病等（国が指定する361疾患）の人がホームヘルパー派遣等の介護系サービス、就労移行支援などの訓練系サービス、障害者支援施設の通所・入所等のサービスを利用できます。サービスを利用するには、障害支援区分の認定等の手続きとサービス等利用計画の作成が必要です（介護保険対象者は、介護保険によるサービスが優先されます）。
補装具の交付・修理	身体障害者手帳の交付を受けている人または難病等（国が指定する361の疾患）の人に、その障害の程度に応じて補装具の交付・修理を行います。義眼・つえ・補聴器・義肢・下肢装具・車いすなどが対象（介護保険対象者は、介護保険によるサービスが優先されます）。
自立支援医療	<ul style="list-style-type: none"> ▼精神通院：精神に疾患のある人が、その治療を受けるための医療費を助成します ▼更生医療：身体障害者手帳の交付を受けている人に、障害を軽減・回復するために行う治療を受けるための医療費を助成します（角膜・心臓・関節形成手術・血液透析などが対象） ▼育成医療：町在住の18歳未満で手術等によって身体上の障害および疾患の改善が見込まれる児童に対して、医療保険による自己負担額の一部を助成します

■福祉手当の支給（令和3年4月現在）

在宅の重度障害者（児）に、各種の福祉手当を支給します（障害の程度・所得額などに一定の条件があります）

特別障害者手当	20歳以上で著しく重度の障害があり、常時特別な介護が必要な人に対し手当を支給月額27,350円
障害児福祉手当	20歳未満で重度の障害がある児童に対し、手当を支給します。月額14,880円
特別児童扶養手当	精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で監護・養育する父母などに対し、手当を支給します。▼1級：月額52,500円 ▼2級：月額34,970円
在宅心身障害児福祉手当	精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で介護する父母などに対し、手当を支給します。月額5,000円
難病患者福祉手当	県から『指定難病特定医療費受給者証』を交付され治療中の人に手当を支給します。在宅で町に住民登録があり、生活保護を受けていない人が対象です（毎年度申請が必要）。月額3,000円

公共料金の減免 障害者手帳の交付を受けている人が対象です（一定の条件があります）。

NHK 放送受信料 社会福祉課で証明を受ける必要があります

各種割引 障害者手帳の交付を受けている人が対象です。

タクシー料金	県内でタクシーを利用した際、手帳を運転手に提示すると料金が1割引になります（身体障害者手帳・療育手帳）
JR 運賃・バス運賃・航空運賃	割引の対象には一定の条件があります。割引率も各交通機関で異なりますので、各交通機関にお問い合わせください
有料道路料金	身体障害者本人が運転する自動車または重度の身体・知的障害者を乗せて介護者が運転する自動車は、通行料金が割引されます。利用時には社会福祉課で割引証明を受ける必要があります

町地域生活支援事業 利用にあたっては、障害者手帳を取得している等、一定の条件があります。また、税金の滞納がある人（世帯）は利用できない場合があります。サービスによっては利用者負担があります

相談支援事業	障害者（児）のさまざまな相談に応じ必要な情報の提供や助言、福祉サービスの利用支援および成年後見制度の利用支援事業を行います
意思疎通支援事業	聴覚障害者などへの手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います
日常生活用具の給付	日常生活上の便宜を図るため、在宅の重度障害者などに日常生活用具を給付します（介護保険制度が優先。障害の種類・等級など一定の条件があります）
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出など、社会参加のための外出の際の移動を支援します
地域活動支援センター事業	通所により創作的活動の提供等および社会との交流の促進を行い、社会復帰の支援を行います
訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な重度の身体障害者に対し、週2回を限度として入浴の支援を行います（介護保険制度が優先されます）
日中一時支援事業	介護者の都合等で障害者（児）を一時的に介護できなくなった場合、施設で一時預かりを行います
自動車運転免許取得費補助事業	身体障害者手帳（1～4級）を交付されている人が就労を目的に免許を取得する場合、その費用の一部を10万円を限度に補助します
自動車改造費補助事業	上肢・下肢・体幹機能障害で身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人が、就労などに伴い自ら運転する自動車を改造する場合、その費用の一部を10万円を限度に補助します
福祉タクシー利用料金助成事業	身体障害者手帳1・2級または療育手帳④・Aおよび精神保健福祉手帳1・2級の所持者で、かつ自立支援受給者証の交付を受けている人で自動車税の減免を受けていない人が、通院のために利用するタクシーの初乗り料金相当分を助成します。年間36枚（じん臓障害で慢性透析療法を受けている人は年間60枚）の利用券を交付します
知的障害者探索支援サービス事業	療育手帳の交付を受けている知的障害者の探索を必要としている家庭などに通報装置（GPS装置）を貸与します
重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業	重度の障害者（児）の家庭生活を送りやすくするため、住宅の一部を改造する場合に費用の一部を助成します
身体障害者健康診査事業	在宅で常時車いすを使用している、脊椎損傷・脳性まひ・脳血管疾患などにより身体障害者手帳を交付されている人に対し、健康診査を行います。施設入所・入院中の人、1年以内に同様の検査を受けた人は対象になりません。検査内容・実施予定日などは『広報あみ』でお知らせします（例年2月に実施します）

精神障害者デイケア事業 回復期にあり病状が安定している精神障害者で主治医の許可を得られる人に、集団生活指導（デイケア）を行っています。

毎月第1・3金曜日の午前9時30分～11時30分、総合保健福祉会館『さわやかセンター』内で行っています。

つぼみ教室 小学校就学前の障害を有する児童の早期療育を支援するために、日常生活における基本動作や機能訓練を行うとともに、保護者への相談・助言などを行います。

対象者は、親子で通所が可能な心身に障害を有する小学校入学前の児童および心身に障害を有する未就学児童の保護者です。毎週月・木曜日の午前10時～正午、総合保健福祉会館『さわやかセンター』内で行っています。

町軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児（18歳未満）の健全な言語や社会性の発達を支援するため、補聴器購入に係る費用の一部を助成します。助成額は補聴器購入に必要な額と基準額を比較して少ない額の3分の2（千円未満切捨て）となります。

みんなで防ごう 高齢者への虐待

高齢福祉課高齢福祉係 ☎888-1111 (142-743)

高 齢者が住み慣れた環境の中で、意思が尊重され、尊厳を持って生活することはとても大切なことです。

しかし、高齢者を介護している人の孤立や介護疲れ、ストレスが原因による高齢者への虐待が社会問題になっています。令和元年度の報告では、県内で虐待報告(疑い含む)が584件でした。この件数は毎年増加傾向にあります。

高齢者を守り、介護者を支えるためには、高齢者虐待のことを知り、見守り、気づくことで虐待の起こらない地域づくり、支え合いが大切です。

虐待とは何か？

高齢者虐待防止法では、次の5つが「虐待」として定義されています。

① 身体的虐待

身体に傷やあざ、痛みを与えること、外部との接触を意図的・継続的に遮断すること。

▼具体的な例：▽つねる、殴る、蹴る▽ベッドや車いすに

縛り付ける▽自分の意思で動けないようにする—など

② 介護・世話の放棄(ネグレクト)

意図的・結果的を問わず、介護や生活の世話を怠る等で、高齢者の生活環境や高齢

者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

▼具体的な例：▽入浴・洗髪等がされていない▽水分・食事を与えず脱水・栄養失調になるおそれがある▽劣悪な住環境に放置する—など

③ 心理的虐待

高圧的な態度や言葉、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。

▼具体的な例：▽排せつの失敗を嘲笑する▽どなる、脅す、ののしる、悪口を言う▽侮辱的に扱う—など

④ 性的虐待

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。

▼具体的な例：▽懲罰的に下半身を裸にして放置する▽キス、性器への接触、性的関係を強要する—など

⑤ 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用したり、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

▼具体的な例：▽日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない▽本人の資産等を無断で使う、処分する▽年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使う—など

虐待に気づいたら

高齢者への虐待に気づいたら、気になることがあれば町や町地域包括支援センターに通報・相談をしましょう。確かな証拠が無くてもかまいません。高齢者虐待防止法では「虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人は、市町村の相談窓口に通報しなければならぬ」と定められています。

施設の職員等が虐待に気づいた時は通報する義務があります。通報者・相談者の秘密は守られます。町ホームページ(<http://www.town.amii.jp/>)
(<http://www.town.amii.jp/000004173.html>)には、虐待の兆候・サインのチェックリスト、介護者のためのセルフチェックリストを掲載しています。

虐待を受けた高齢者本人も届出ができます。おひとりでも悩まずにご相談ください。

虐待防止と高齢者・介護者への支援のために

高齢者への虐待は、虐待を行っている人に自覚がなかったり、虐待を受けている本人が遠慮したり、家庭内の問題からわかれたくないなどの理由からわかりづらいことがあります。要因もさまざま、虐待を

行う背景にはこれまでの家族関係・認知症による介護の困難さ・認知症への理解不足・介護者の孤立・業務の多忙・経済的困窮などの問題が複雑に絡み合っている場合がほとんどです。

高齢者虐待防止法は、虐待を防止し高齢者の尊厳ある暮らしを保ち、高齢者の家族・介護者の負担を軽減し支えるために制定されたものです。

高齢社会をむかえ、誰もが高齢者虐待の問題に直面する可能性があります。地域で支えあい日ごろから声掛けや気配りをするなどで虐待を防止し、早期発見につなげられます。

町および町地域包括支援センターでは、虐待の通報や相談を受けた場合、高齢者の状況を確認し、関係機関と連携し高齢者本人や家族に必要な支援を行います。また、高齢者の権利擁護(成年後見制度)に関する相談支援も行っています。小さな違和感をおぼえたら、追い込まれる前にまずご相談ください。

● 高齢福祉課高齢福祉係
☎888-1111(142-743)

● 町地域包括支援センター
(町社会福祉協議会内)
☎887-8124

65 歳以上の皆さんへ

介護保険料の納付について

7 月に保険料決定(納入) 通知書が発送されます

高齢福祉課介護保険係 ☎888-1111 (726・143)



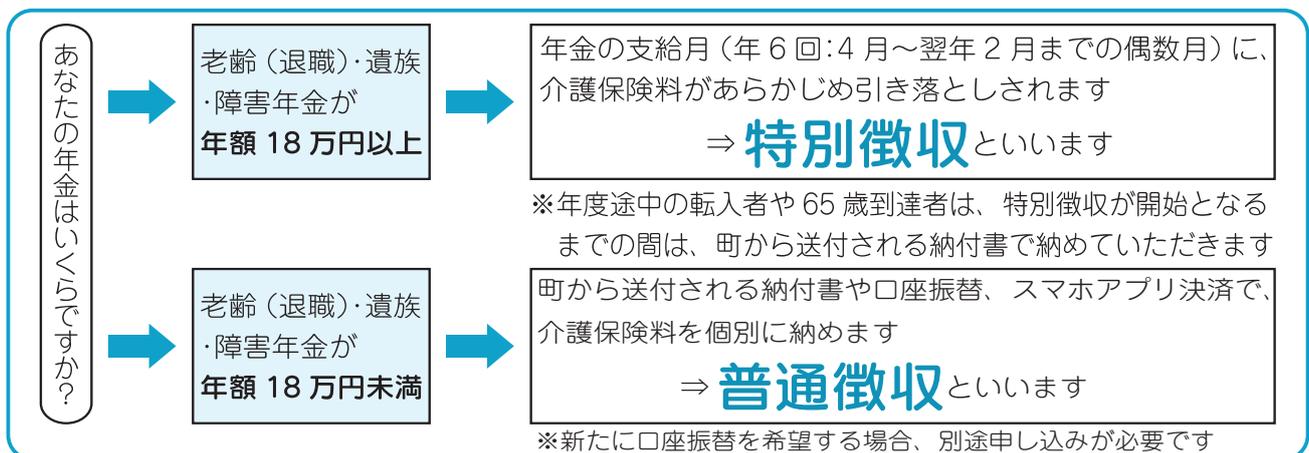
65 歳以上の人の令和 3 年度介護保険料

皆さんに納めていただく介護保険料は、『特別徴収』と『普通徴収』の 2 種類の方法により徴収しています。

区分	対象	年間保険料
第 1 段階	生活保護法の被保護者	19,200 円
	老齢福祉年金受給者(町民税非課税世帯)	
	世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	
第 2 段階	世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下	32,100 円
第 3 段階	世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円超	44,900 円
第 4 段階	本人が町民税非課税で、同一世帯に課税者がいて、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	57,700 円
第 5 段階	本人が町民税非課税で、同一世帯に課税者がいて、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超	64,200 円
第 6 段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円未満	77,000 円
第 7 段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満	83,400 円
第 8 段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満	96,300 円
第 9 段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 320 万円以上	109,100 円

保険料の納付方法

65 歳以上の人の介護保険料の納付方法は 2 種類(特別徴収・普通徴収)あります。受給している年金の額によって納付の方法が異なります(年金を受給されていない人は、すべて普通徴収となります)。



8月から変わります!

低所得者等の 自己負担額軽減



高齢福祉課介護保険係 ☎888-1111 (726・143)

介護保険3施設(ショートステイを含む)での居住費(滞在費)・食費は利用する人が全額負担することになっていますが、所得の低い人の負担が重くなり過ぎないように、利用者負担段階に応じて負担を軽減しています。

(グループホーム・有料老人ホームでのご利用はできません)

軽減を受けるには申請が必要です。有効期限は8月から翌年7月まで、もしくは申請した月から次の7月までとなります。現在、軽減を受けている人が継続して軽減を受けるときは毎年申請が必要となります。

(現在、軽減を受けている介護認定者の人には6月下旬に更新のご案内をお送りします)

負担軽減の対象となる人は?

下記の表1の『第1段階』～『第3段階』に該当する人です。(令和3年8月から負担限度額の段階や基準が変わります)

▼表1

利用者負担段階	所得等の要件
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ▼本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ▼生活保護を受けている人
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ▼本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額 + 課税・非課税年金収入額が80万円以下の人
第3段階①	<ul style="list-style-type: none"> ▼本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額 + 課税・非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人
第3段階②	<ul style="list-style-type: none"> ▼本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額 + 課税・非課税年金120万円超の人
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> ▼本人が住民税を課税されている人 ▼住民税が課税されている人が同一世帯内にいる人

◎利用者負担段階が第1～3段階に当てはまる人でも、以下の①②のいずれかに該当する場合は自己負担額軽減の対象となりません

- ① 住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税者であるとき
- ② 住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者が住民税非課税）でも、利用者本人および配偶者の預貯金等の金額が一定額を超えるととき（表2参照）

▼表2

第1段階	単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円を超える場合
第2段階	単身 650 万円、夫婦 1,650 万円を超える場合
第3段階①	単身 550 万円、夫婦 1,550 万円を超える場合
第3段階②	単身 500 万円、夫婦 1,500 万円を超える場合

※利用者負担第4段階で『特例減額措置』を受けられる人

利用者負担第4段階の人は、居住費（滞在費）や食費の負担が軽減されません。しかし、高齢夫婦世帯などで一方が施設に入所し、居住費・食費を負担することで生計が困難になるなど一定の要件を満たし、申請により認められた人は、利用者負担第3段階と同様に『特例減額措置』を受けることができます。詳しくは高齢福祉課までお問い合わせください。

負担限度額について

申請して認められた場合「介護保険限度額認定証」が交付されます。居住費等・食費は負担限度額までの負担になります。負担限度額は表3のとおりです。

▼表3(令和3年8月から)

利用者負担段階	居住費等				食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設入所者	ショートステイ利用者
第1段階	820円	490円	490円	0円	300円	300円
第2段階	820円	490円	490円	370円	390円	600円
第3段階①	1,310円	1,310円	1,310円	370円	650円	1,000円
第3段階②	1,310円	1,310円	1,310円	370円	1,360円	1,300円
第4段階	負担額は、施設と利用者の契約により決められています。					

申請に必要なもの

- ① 介護保険負担限度額認定申請書
- ② 同意書
- ③ 通帳等のコピー（対象者本人および配偶者の資産額が分かるものの写し）
 配偶者分を含む、お持ちの口座全てのコピーが必要です（申請される人がコピーをご用意ください）
 ▼ 通帳の表紙（口座名義人と口座番号が確認できるページ）
 ▼ 定期預金のページ（定期預金がなくても必要です）
 ▼ 直近2ヶ月以内の最終残高が確認できるページ
 その他の資産をお持ちの場合は、高齢福祉課にご相談ください。
- ④ 申請する人の運転免許証などの本人確認書類
- ⑤ 対象者本人の介護保険証・介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証（更新の人のみ）
 申請日を含む月の初日から軽減が開始されます。提出書類がすべて揃った日に申請を受理するため、提出書類に不備があると軽減開始時期が遅れてしまう場合がありますので、ご注意ください。

8月1日から—

新しくなります 国民健康保険証

国保

国保税
納めて安心
わが家の健康

国保年金課国保係 ☎888-1111 (131~133)

現在お使いの国民健康保険証の有効期限は7月31日までとなっています。新しい保険証は7月中旬に郵送しますので、新しい保険証が届いたら内容をよく確かめてください。

保険証は個人ごとのカード型になっています。

取り扱い上の注意

個人ごとのカード型のため、紛失や汚損にご注意ください。また、保険証の再交付を希望する場合には、身分証明書（運転免許証など）を持参のうえ、世帯主または同一世帯のご家族が国保年金課窓口へ届け出てください。

※古い保険証は、有効期限が過ぎたら切り刻むなどして処分するか、国保年金課窓口までご返却ください

保険証兼高齢受給者証について

70歳から74歳の人には保険証に医療機関を受診するときの負担割合が記載された「保険証兼高齢受給者証」が発行されます。負担割合は前年（令和2年1月～12月）の所得に応じて、2割もしくは3割となります。

保険証兼高齢受給者証の特徴は次の3点です。

- ① 保険証の左上に「兼高齢受給者証」と記載されます
- ② 右側中央部分に負担割合が記載されます
- ③ 左側中央部分に「高齢受給者証発行期日」が記載されます

新たに高齢受給者証対象者になる人へ

令和3年8月2日から令和4年7月1日までに70歳になる人は、今回お送りする保険証の有効期限が、誕生月の月末（1日生まれの人は誕生月の前月末）になります。有効期限が切れる前に保険証兼高齢受給者証をお送りします。

令和4年7月末までに75歳になる人へ

令和4年7月末までに75歳になる人は、75歳の誕生日から後期高齢者医療制度の保険証に変わります。そのため、今回お送りする国民健康保険証の有効期限は75歳の誕生日の前日となっています。75歳の誕生日以降の後期高齢者医療制度の保険証は、誕生日の前に郵送します。

外国人の保険証の有効期限について

保険証の有効期限より前に在留期限が満了する人は、保険証の有効期限が在留期限までになります。

在留期限の更新の情報が確認でき次第、更新の保険証を郵送しますが、お急ぎの場合は窓口で交付しますので国保年金課窓口へ在留カードをご持参ください（在留資格の種類によっては、在留期限の更新後に国保年金課の窓口で保険証発行の手続きが必要となります）。

令和3年度

国民健康保険税

国保

国保税
納めて安心
わが家の健康

●令和3年度の納税通知は7月中旬に発送します

国保年金課国保係 ☎888-1111 (131 ~ 133)

令和3年度国民健康保険税の算定方法は下記のとおりです。皆さんひとりひとりの健康管理が国保税率の伸びを抑える大きな力になります。これからも国保財政・適正受診へのご理解・ご協力をお願いします。なお、国民健康保険税の算定方法は年齢により異なります。

国民健康保険税の算定方法

- ▼40歳未満の人:基礎分(医療分)・後期高齢者支援金分を合わせて納めます。介護保険分の負担はありません
- ▼40歳～65歳未満の人:基礎分(医療分)・後期高齢者支援金分・介護保険分を合わせて納めます
- ▼65歳～75歳未満の人:基礎分(医療分)・後期高齢者支援金分を合わせて納めます。介護保険料は国保税とは別に納めます

国民健康保険税の年間税額の計算方法

区分	算定方法	基礎分 (医療分)	後期高齢者 支援金分	介護保険分
所得割額	加入者全員の所得額(令和2年1月～12月の各々の所得から基礎控除を差し引いたもの)に応じて計算	(所得額の) 6.2%	2.2%	1.3%
均等割額	加入者一人あたりにかかる金額	22,000円	7,000円	10,000円
平等割額	一世帯あたりにかかる金額	22,000円	7,000円	—
賦課限度額	合計金額(限度額990,000円)	630,000円	190,000円	170,000円

『均等割』『平等割』の軽減制度

国保税には、所得の少ない世帯を対象とした『均等割』『平等割』の軽減制度(前年中の所得に応じて7・5・2割いずれかの適用。申請不要)があります。

この軽減を受けるためには、所得税・町民税の申告を済ませておく必要があります(収入のない人や被扶養者を含む)。

■特例対象被保険者等(非自発的失業者)に係る国保税の軽減制度

倒産・解雇などの事業主の都合による離職や雇用期間満了により再雇用されない雇止めなどによる離職をされた人(雇用保険の『特定受給資格者』または『特定理由離職者』)は、国保税が軽減される場合があります。

この軽減を受けるためには申請が必要です。

●申請に必要なもの:▼雇用保険受給資格者証▼印鑑

■国保税の納め方

●特別徴収

65歳から74歳までの世帯主

で、次の①～③のすべてに当てはまる人は、年金からの天引きにより国保税を納めることとなります。

①世帯主が国保の被保険者であること

②世帯内の国保の被保険者全員が65歳以上であること

③特別徴収の対象となる年金(基礎年金等)の年額が18万円以上であり、国保税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えないこと

※年度途中で国保税額に変更があった場合には、普通徴収に切り替わる場合があります

※国保年金課窓口へ申請することにより、口座振替への変更が可能となります。ただし、これまでの納付状況等から、口座振替への変更が認められない場合があります

●普通徴収

右記特別徴収に該当しない人は、納付書または口座振替によって納めていただくことになります。

8月から新しくなります

『後期高齢者医療被保険者証』『限度額適用認定証』 『限度額適用・標準負担額減額認定証』

国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

▼自己負担割合の判定

区分	負担割合	判定基準
現役並み所得者	3割	本人または同一世帯内の被保険者の住民税の課税所得が145万円以上である ※文中『現役並み所得者』参照
一般	1割	上記以外

※所得の変更により、負担割合が変わることがあります

被保険者証の更新

後期高齢者医療制度の被保険者証の有効期限は7月31日までとなっております。新しい被保険者証は7月下旬に郵送します。医療機関での自己負担割合には『1割』と『3割』があり、

後期高齢者医療制度の被保険者証の有効期限は7月31日までとなっております。8月から更新となります。また、『限度額適用認定証』および『限度額適用・標準負担額減額認定証』については、8月から申請または更新となります。

▼被保険者証

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 令和4年 7月31日	
被保険者番号	
住所	
氏名	
生年月日	
資格取得年月日	
発効期日	
交付年月日	
一部負担金の割合	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39084439 茨城県後期高齢者医療広域連合

※有効期限を過ぎた古い被保険者証は、国保年金課窓口までご返却いただくか、切り刻むなどして各家庭の責任で処分してください。

認定証の申請・更新

現役並み所得者（3割負担）

▼現役並み所得者（3割負担）
同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる人。ただし、被保険者の総収入合計が2人以上で520万円（1人の場合383万円）未満の場合、申請により『一般』の区分となり1割負担となります。
※このほか、被保険者が1人で同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合、その人も含めて総収入合計が520万円未満の場合には、申請により『一般』の区分と同様になり、1割負担となります。

認定証の使い方

認定証を医療機関に受診する際に提示することで、保険診療分の医療費が1か月の自己負担限度額（17ペーシの月額自己負担限度額の表を参照）までとなります。なお、申請した月の初日から適用され、有効期限は7月31日までとなります。
※住民税非課税世帯の人は、入院時の食事代が減額されます。

また、世帯全員が住民税非課税の人には、『後期高齢者医療限度額適用認定証』（青色）が交付されます。

後期高齢者医療制度の 高額療養費



国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

高額療養費

後期高齢者医療制度で医療を受けて高額になった場合には、申請により、医療機関に支払った医療費の一部が後ほど県後期高齢者医療広域連合（以下、広域連合）から支給されます。

■ 1か月（同月内）の医療費の自己負担額が限度額を超えたとき
限度額を超えた金額が高額療養費として支給されます。現役並み所得者Ⅱ・Ⅰに該当する人は『限度額適用認定証』を、低所得者Ⅱ・Ⅰに該当する人は、『限度額適用・標準負担額減額認定証』を医療機関受診の際に提示してください。

■ 自己負担額の計算方法
▼ 月の1日から末日までの1か月ごとの受診で計算
▼ 病院・薬局 歯科の区別なく合算
▼ 入院時の食事代や差額ベッド料など、保険診療の対象とならないものは除く

■ 申請および支給
該当者のうち申請が必要な人（初めて支給の人）は広域

連合から高額療養費支給申請書が郵送されます。

郵送された申請書・本人確認書類・金融機関の口座番号がわかるものおよび支給対象となる人の保険証を持参して所定の期間内に国保年金課窓口またはうずら出張所で手続きをしてください（2回目の支給からこの申請は不要）。

ただし、申請後指定口座等に変更が生じた場合には再度申請が必要。

高額療養費の月額自己負担限度額

▼ 現役並み所得者（3割負担）：16ページの現役並み所得者で申請により1割に該当しない人
▼ 一般（1割負担）：現役並み所得者、低所得者Ⅱ・Ⅰ以外の人
▼ 低所得者Ⅱ（1割負担）：同一世帯の全員が住民税非課税の人（低所得者Ⅰ以外の人）
▼ 低所得者Ⅰ（1割負担）：同一世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人

▼ 月額自己負担限度額

	適用区分	外来+入院 (世帯単位)	
		外来(個人単位)	
現役並み所得者	Ⅲ：課税所得 690 万円以上	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%	< 140,100 円 >
	Ⅱ：課税所得 380 万円以上	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%	< 93,000 円 >
	Ⅰ：課税所得 145 万円以上	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%	< 44,400 円 >
	一般	18,000 円 年間上限 144,000 円	57,600 円 < 44,400 円 >
	低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
	低所得者Ⅰ		15,000 円

※ <>内の金額は、過去 12 か月以内に世帯単位の限度額を超えて支給が 3 回以上あった場合の 4 回目以降の限度額

後期高齢者医療制度の 保険料と納め方



国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

▼保険料と賦課限度額（茨城県内均一）

保険料率が見直されて下記のとおり決定されました

保険料（年額） （100円未満切捨て）	=	均等割額	+	所得割額
		定額 46,000円		所得から計算 （総所得金額等※1 －基礎控除額）× 8.5%

賦課限度額（年額） = 64万円

（どんなに所得の高い人でも保険料の上限は年額 64万円です）

※1 総所得金額等とは、『年金収入－公的年金控除』『給与収入－給与所得控除』『事業収入－必要経費』等で、社会保険料控除配偶者控除等の各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は収入に含まれません

▼均等割額の軽減

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が次の場合	軽減割合
43万円＋10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯	7割
43万円＋10万円×（給与所得者等の数-1）＋「28.5万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割
43万円＋10万円×（給与所得者等の数-1）＋「52万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割

※収入が公的年金の人は、年金収入額から公的年金控除（年金収入額が330万円以下は110万円）を差し引き、65歳以上の人は、さらに高齢者特別控除（15万円）を差し引いて判定します

※給与所得者等の数とは、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者をいいます

※複数の年金を受給している人は、優先順位の高い年金が特別徴収対象年金になります。例えば、厚生年金と共済年金を受給している場合、厚生年金が優先順位の高い年金になります

※年金支給額とは、受け取りになっている年金総額ではなく、介護保険料が引き落とされている年金の支給額です

▼年度途中で後期高齢者医療制度に加入した人

▼年金支給額とは、受け取りになっている年金総額ではなく、介護保険料が引き落とされている年金の支給額です

▼受給している年金が年額18万円未満の人

▼介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が、年金支給額の2分の1を超える人

▼原則として特別徴収となりますが、次に該当する人は普通徴収となります。

制度の被保険者と世帯主の総

均等割額軽減

保険料の軽減措置

後期高齢者医療制度の保険料は、県後期高齢者医療広域連合によって2年ごとに見直され、個人ごとに算定して、定額の『均等割額』と所得に応じて計算される『所得割額』の合計となります。

軽減

被扶養であった人の

後期高齢者医療制度の加入日の前日において、被用者保

所得金額等の合計額が左表に該当する場合は、保険料の均等割額が軽減されます。 ※軽減判定の注意：世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合も、世帯主の総所得金額等は軽減判定の対象になります

（全国健康保険協会・旧政府管掌・組合保険・船員保険・共済組合）の被扶養であった人は加入後2年に限り、均等割額が5割軽減されます（所得による均等割軽減に該当する人は、軽減の大きい方が優先されます）。また、所得割額の負担はありません。 ※国民健康保険・国民健康保険組合の加入者であった人は該当しません

保険料の納め方

後期高齢者医療制度の保険料の納め方は、▼特別徴収…年金から引かれる方法 ▼普通徴収…納付書や口座振替により納める方法の2通りがあります。

原則として特別徴収となりますが、次に該当する人は普通徴収となります。

▼介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が、年金支給額の2分の1を超える人

▼原則として特別徴収となりますが、次に該当する人は普通徴収となります。

▼受給している年金が年額18万円未満の人

▼介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が、年金支給額の2分の1を超える人



ご利用ください

『免除』・『猶予』制度

第1号被保険者で保険料を納めるのが困難なときは、未納のままにせず、国保年金課で手続きを。

国保年金課国民年金係 ☎ 888-1111 (136・137)



経済的な理由等で国民年金保険料 16,610 円/月（令和3年度）を納付することが困難な時には、申請により免除・猶予となる場合があります。申請手続きは、国保年金課で『国民年金保険料免除・納付猶予申請書』に必要事項を記入して届出ください。後日、日本年金機構が前年の所得などを審査して結果（承認・却下）をお手元に通知します。令和3年度免除（令和3年7月から令和4年6月）の受付は7月1日（木）からとなります。

申請時の注意点

▼年度ごとに申請書の提出が必要です

1枚の申請書で申請できるのは7月から翌年6月までの1年度分です。複数年度の申請を希望される場合は年度ごとの申請書の提出が必要です。

▼過去の所得で審査します

申請する年度に対応する前年所得に基づき審査を行います。また、世帯主や配偶者がいる人は、世帯主や配偶者の所得審査がありますので、ご本人の所得が少ない場合でも免除等が承認されない場合があります。
※納付猶予については、世帯主の所得審査はありません（50歳未満の人に限り利用できる制度）

▼失業による特例免除

失業した場合も申請することにより、保険料の納付が免除となったり、保険料の納付が猶予となる場合があります。書類が必要になることがありますので、上記までお問い合わせください。

▼免除の割合と納付額（令和3年度：月額 16,610 円の場合）

免除の割合	納付額
全額免除	0円
4分の3免除	4,150円
半額免除	8,310円
4分の1免除	12,460円

※保険料の一部免除の承認を受けた場合は、一部納付保険料を納めないと未納期間扱いとなります

お願い

平成26年4月から、申請時点から2年1か月前までの期間について免除等の申請ができるようになりましたが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合があります。免除等の申請は、すみやかに申請していただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した人の、国民年金の免除申請について

新型コロナウイルスにより収入が減少することが見込まれる人は、臨時特例措置として国民年金の免除になる可能性があります。

▼対象 ※以下の両方に該当する人が対象になります

▼令和2年2月以降、新型コロナウイルスにより収入が減少した

▼令和2年2月以降の任意の1か月の所得状況から、年間の所得が通常の免除申請ができる程度まで減少が見込まれる

※免除等の判定においては、世帯主および配偶者（納付猶予は配偶者のみ）も審査の対象になります

▼その他 申請時にご自身の収入状況を申請用紙に記入していただく必要があります。申請時にはご自身の最近の収入状況（月ごとの収入・経費など）を整理していただきますようお願いいたします。また、申請は国保年金課窓口で申請できます

納付に関するお問い合わせ：土浦年金事務所 ☎ 825-1170（自動音声案内）

予防接種について

予防接種は、ワクチンで防げる病気を予防するため、対象年齢になりましたら速やかに接種することが大切です。

健康づくり課保健予防第一係（総合保健福祉会館内） ☎888-2940

子どもの予防接種

出生届出時に「予防接種手帳」を一式お渡ししています。県内の予防接種協力医療機関に予約し、「予防接種予診票」「母子健康手帳」「健康保険証」を持参して、接種してください。

接種対象の人で、紛失または転入された人には予診票を発行しますので、保護者の人が母子健康手帳と印鑑を持参のうえ、健康づくり課窓口（総合保健福祉会館「さわやかセンター」内）にお越しください。

■日本脳炎

日本脳炎の予防接種は1期（3歳～7歳半未満）を3回、および2期（9歳～13歳未満）を1回の合計

4回の接種で接種完了となります。2期の予診票は接種開始時期に送付しています。

●以下の人には接種期間の特例措置があります

- ①平成19年4月1日以前生まれで20歳未満の人：1期・2期の接種不足分を20歳未満の間接種できます
- ②平成20年4月2日～平成21年10月1日生まれの人：1期不足分を2期の対象年齢（9歳～13歳未満）で接種できます

※令和3年度は、日本脳炎ワクチンの供給量が大幅に減少することから、優先接種対象者が設定されています。定期接種として受けられる年齢の上限が近づいている人は、お早目に医療機関にお問い合わせください

大人の予防接種

■高齢者肺炎球菌予防接種（定期接種）

対象となる生年月日の人には予診票と案内を送付しましたのでご確認ください。

▼今年度の対象者

以下の生年月日の人で、初めてこの予防接種を受ける場合、接種費用の一部助成を受けることができます。対象となるのは今年度のみとなりますので、助成期間内にお受けください。

過去にこの予防接種を受けたことがある人は定期接種の対象となりません。

昭和31年4月2日～昭和32年4月1日
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日
大正15年4月2日～昭和2年4月1日
大正10年4月2日～大正11年4月1日

60歳～65歳未満の人で、心臓腎臓呼吸器疾患・ヒト免疫不全ウイルスによる疾患により、身体障害者手帳1級を取得している場合も、初めてこの予防接種を受ける場合には、助成を受けることができます。

■高齢者肺炎球菌予防接種（任意接種）

接種日当日に町に住民登録があり、以下のすべての条件に該当する人に高齢者肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部助成を実施します。

▼対象者

- ①65歳以上の人
- ②高齢者肺炎球菌予防接種の定期接種対象でない人（定期接種対象の生年月日だが、過去に接種している人を含む）
- ③過去5年以内に高齢者肺炎球菌の予防接種を受けたことがなく、町の助成を1度も受けたことがない人

▼申請方法

予防接種を受ける前に、健康づくり課窓口（総合保健福祉会館「さわやかセンター」内）で、予診票の交付申請をしてください。発行された予診票を使用することで助成を受けることができます

▼その他

- ▽申請の際には印鑑をご持参ください
- ▽代理者による申請の場合は、委任状と代理者の印鑑・身分証明書をご持参ください

■定期接種・任意接種共通

- ▼助成期間 令和4年3月31日まで
- ▼助成金額 生涯1回のみ3,000円（接種費用から助成額を差し引いた額は自己負担となります）

腹部超音波検診・大腸がん検診（集団健診） 申し込みが始まります

健康づくり課健康推進係（総合保健福祉会館内） ☎888-2940

下記の日程で腹部超音波検診・大腸がん検診を実施します。がんの早期発見・早期治療につなげるために、定期的に検診を受けましょう。検診を受けるには、事前の申し込みが必要です。

今年度、人間ドックや医療機関健診でこの検査を行う場合は、お申し込みできませんのでご注意ください。

※対象年齢は令和4年3月31日までの到達年齢

検診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
腹部超音波検診	40歳以上	肝臓・胆のう・すい臓・腎臓・ひ臓の超音波検査 ※がんをはじめ、臓器の肥大や萎縮の有無などを検査します	1,000円
大腸がん検診		免疫便潜血検査（検便）	300円

■ 検診日程

期 日	受付時間・場所（全日程共通）
9月10日(金)	受付時間
9月13日(月)	①午前 7時30分～7時45分 ②午前 8時～8時15分
9月14日(火)	③午前 8時30分～8時45分 ④午前 9時～9時15分
9月15日(水)	⑤午前 9時30分～9時45分 ⑥午前 10時～10時15分
9月21日(火)	⑦午前 10時30分～10時45分 ⑧午前 11時～11時15分
9月22日(水)	場所：総合保健福祉会館『さわやかセンター』

■ 注意事項

- 検査終了まで、ご飲食ができません。ご注意ください
- 次に該当する人は、かかりつけの医療機関などでの検査をお勧めします
 - ▼ 肝臓・胆のう・すい臓・腎臓・ひ臓の病気を治療中・経過観察中
 - ▼ 自覚症状がある
 - ▼ 毎回結果が要精密検査になる

■ 申込期間

7月21日(水)まで(必着)

※申込期間以降は受付できません。ご了承ください

■ 申込方法

- ① 右記申込用紙に必要事項を記載し①②で申し込む
 - ①はがきまたは封書を下記へ郵送する
 - ②総合保健福祉会館『さわやかセンター』に来館して申し込む

- ② インターネットで申し込む（下記二次元コードを読み込むことで申込画面にアクセスできます）
※電話やファクシミリによる申し込みはできません

▼ 申込先

- ① 〒300-0331 阿見町阿見 4671-1 健康づくり課（総合保健福祉会館『さわやかセンター』内）

- ② https://s-kantan.jp/town-ami-ibaraki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=20308

■ R3 腹部超音波検診・大腸がん検診申込用紙

住所	阿見町
氏名	
生年月日 (年齢)	大正・昭和 年 月 日 (歳) ※令和4年3月31日時点の年齢
電話番号	※ご連絡の取れる番号をご記入ください ()
受診項目	※希望する検診に○をつけてください
	腹部超音波検診
	大腸がん検診
希望日時	月 日 ・ いつでも可 時 分～ 時 分 ・ いつでも可

申込用二次元コード▶



※申し込みが定員を上回った場合には、抽選となります。抽選結果は通知します。希望日時が申込者多数の場合、事前の連絡なく希望日時以外でご案内しますので、届いた受診券をご確認ください（先着順ではありません）
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、健診が延期または中止となる可能性があります。その際は広報あみやホームページでお知らせします

身近な自然とのふれあい

夏の自然体験のご案内

町では、自然と共存する町づくりを推進するため、霞ヶ浦や町内の豊かな自然を体験する事業を行っております。身近な環境学習の一つとして参加してみたいかでしょうか？（参加費はいずれも無料です）

下記の申込みについては、平日午前8時30分から午後5時15分までの役場執務時間内（土日・祝日を除く）に、役場2階生活環境課にて受付となります。※お電話での申し込みも可

生活環境課 ☎888-1111 (251)

※いずれの自然体験も、新型コロナウイルス感染症の影響で中止になる場合があります

『うら谷津』～樹木・植物・川魚などを観察して町の豊かな自然を体験～

上長地内にある自然豊かな里山・谷津田にて、自然観察会を行います。

- ▼日 時：7月18日(日) 午前9時30分～11時30分
- ▼内 容：植物等の観察・谷津田についての説明
- ▼対 象：どなたでも参加可能
(小学生以下は保護者が同伴できる人に限ります)
- ▼募集人数：20人(定員で締切)
- ▼持 参 品：虫かご(または飼育容器)・飲み物・帽子など
※魚を持ち帰りたい場合は飼育容器を持参ください
- ▼申込期間：6月29日(火)～7月13日(火)



▲『うら谷津』での活動

『小池城址公園』～昆虫採集をしてみよう～



▲小池城址公園での観察の様子

小池城址公園内で専門家の案内による昆虫観察会を行います。

- ▼日 時：7月31日(土) 午前9時30分～11時30分
- ▼内 容：昆虫採集と観察
- ▼対 象：どなたでも参加可能
(小学生以下は保護者が同伴できる人に限ります)
- ▼募集人数：20人(定員で締切)
- ▼持 参 品：虫取り網・虫かご(または飼育容器)・飲み物・帽子など
- ▼申込期間：6月29日(火)～7月20日(火)

『霞ヶ浦湖上体験スクール』～湖上で霞ヶ浦の水質を考えてみよう～

親子で「ホワイトアイリス号」に乗って霞ヶ浦を船上から観察したり、湖の透視度を測ります。また、霞ヶ浦環境科学センターにて、センター内の見学や環境学習などを行います。

- ▼日 時：8月19日(木) 午前9時～午後3時00分
- ▼内 容：霞ヶ浦の湖上体験・霞ヶ浦環境科学センターの見学
- ▼対 象：町内在住の小学生(保護者同伴ができる人に限ります)
- ▼募集人数：20人(定員で締切)
- ▼持 参 品：昼食・飲み物・帽子・筆記用具など
- ▼申込期間：6月29日(火)～7月30日(金)



▲ホワイトアイリス号

犬・猫のふん害が増えています！

- 猫は屋内で飼育しましょう
- 散歩中のふんは必ず持ち帰りましょう
- 飼い主不明の犬・猫に、無責任に餌だけ与えることはやめましょう



みんなで選ぶ 緑のカーテンコンテスト 参加者募集！

生活環境課 ☎888-1111 (251)

ご家庭で育てた「緑のカーテン」を写真撮影して、コンテストに応募しませんか？

応募していただいた写真は公民館のロビーに展示し、写真をご覧いただいた皆さんにコンテストの投票をしていただきます。

※新型コロナウイルス感染症の影響で審査方法等変更または中止になる場合があります

▼対象：町内の各家庭・企業が今夏育てた「緑のカーテン」であること

▼募集期間：8月2日(月)～9月2日(木)

▼申込用紙：役場2階生活環境課・各公民館・各ふれあいセンターの窓口で入手するか、町のホームページよりダウンロードしてください

▼申込方法：応募用紙に

▽氏名(会社名)▽住所▽電話番号▽タイトル▽植物名を記入し、L判カラー写真2枚(遠景[全体がわかる写真]・近景の写真)を各1枚を貼付のうえ下記に直接または郵送で申し込む

▽ささやかながら参加賞をご用意しています

※応募写真等は返却しませんのでご了承ください

▼申込先：〒300-0392 阿見町中央1-1-1 阿見町役場生活環境課

▼展示等：▽応募された写真は下記の通り展示します。ぜひ投票にもご参加ください

9月4日(土)～16日(木)：君原公民館

9月18日(土)～30日(木)：かすみ公民館

10月2日(土)～14日(木)：本郷ふれあいセンター

▽応募作品の中から5点(ベストグリーン賞・きれいで賞・さわやかで賞・涼しいで賞・がんばったで賞)を選び、表彰を行います

▼その他：▽主催：阿見町生活環境課▽共催：アミエコクラブ

▽協賛：阿見町商工会・株式会社中セキ関東甲信越・三菱商事ライフサイエンス株式会社

▽応募いただいた写真は広報あみ等で使用する場合がございます



▲投票場所の様子

〈広告欄〉

住まいに関わる事ならお任せ下さい

今月のオススメ工事

外壁塗装パック 539,000円(税込)

お見積り無料です!!

TEL. 029-888-6119

株式会社 ネロ・デザイン

稲敷郡阿見町中央4-8-19 ウイングテナント中央102

ネロ・デザイン

nello design

居酒屋 娛衛門

各種宴会・予約承ります

定休日/日・祝祭日

阿見町岡崎1-12-7

電話 887-1147

FAX 887-0970

阿見町の文化財・文学紹介

7月号

生涯学習課 (中央公民館内) ☎888-2526

文学紹介「晩年の香墨」明治四十五年

香墨の病は回復せず、ついに退職願いを提出した。そして明治四十五年三月三十一日付で香墨は官界を去り、故郷に帰還したが、入院を繰り返すこととなる。入院時に石井研堂、高浜虚子、山岡米華、河東碧梧桐らの見舞いを受けている。七月に大正と改元され、その十二月十八日香墨死去。土浦神龍寺に葬られる。明治四十五年の六十二句の中には香墨が生前手帳等に書きとめて置いていた句も含まれており、作句した年は確定できない。

香墨自宅療養のため通運丸にて土浦に帰還す

日は西に瘦せて涼しき

帰帆かな

▼平成31年刊行「渡邊香墨」

所収筆者：渡邊光夫



お知らせ「文芸あみ」募集しています

「阿見町が生んだ作家 下村千秋の世界(平成24年)」に続き、「阿見町が生んだ俳人 渡邊香墨(平成31年)」が刊行されています(ともに、定価1000円)。

これを記念して、町民の皆さまをはじめ多くの人から広く作品を募集しています。優秀な作品を本紙面でご紹介しながら、阿見の文学活動を更に振興したいと思えます

俳句・短歌・川柳・随筆(400字以内)などを投稿ください。各月末の締切です

▼申込方法 はがき・封書郵送・公民館窓口持参・フアクシミリ可。様式自由。住所・氏名・年齢・電話番号・作品制作時の感動や状況、および発表可能なお名前(ペンネーム)をお知らせください。※個人情報厳守します

▼申込先 〒300-0103 阿見町若栗1886-1 生涯学習課(中央公民館) 文化財係
☎888-2526 ☎888-0032

団体紹介「扇美会」

扇美会は、日本舞踊や民謡、三味線等を通じた活動をしており、この一年は普段通りの活動とは行きませんでした。

例年はずみ公民館や本郷ふれあいセンターでの発表会や、ふれあい地区館まつり等に参加し日ごろの練習の成果を披露しています。

興味のある人はぜひご参加ください。

※入会ご希望の方は、文化協会会員、または文化協会事務局(生涯学習課 ☎888-2526)にご連絡ください。皆さんのご参加を心よりお待ちしております



文化財紹介「貞享二年阿見野野論裁許状」

縦2メートル80センチ、横1メートル66センチの巨大な絵図が特徴的な古文書「貞享二年阿見野野論裁許状」です。阿見野(清明川と桂川の間に広がる平野部)は、古くから肥料の採取源として重要な原野でした。中世には天文、永祿の時期に、近世に入ってから慶長、寛永、明暦、承応、延宝の各期に採草権や境界を巡って時に死者の出る紛争が周辺各村の間で頻発しています。この状況を重くみた江戸幕府は、貞享二年(一六八五)、最終的かつ根本的な解決を図るべく、評定所による裁決を行います。絵図にはその境界線が描かれており、この裁決以後、阿見野を巡る殆どの紛争は終息しました。

生涯学習課文化財係
☎888-2526



〈広告欄〉

安心して暮らせる住まいづくり

住まいのことなら 美都住建へ

～自分らしい生活～
【注文住宅】
長期優良住宅
高耐震住宅

～健康・快適住宅～
抗酸化工法の家

～介護住宅改修～
○介護保険を上手に使う
○手摺対、バリアフリー

●新築住宅に関する事は

美都住建 検索

建築業知事免許(般-29) 第22375号

【本社】阿見町美穀 1283-10
TEL.029-842-7196

【陶板浴和】阿見町中央 1-5-32

リフォーム・不動産の事なら

住まいのことなら
LIXILリフォームショップ

茨城県知事免許(5) 第5548号

有限会社 美都ツ和

<住まいの相談室>
トイレ・キッチン・浴室
塗装・屋根・外構工事など

<不動産のご相談>
土地・建物・売買・仲介・管理

【本店】牛久市南4丁目 45-45
TEL.029-874-2118

【阿見店】阿見町中央 1-5-32
TEL.029-891-2200

予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

『『霞空十年史』に見るツェッペリン伯号来日①』

1921(大正10)年7月、今からちょうど100年前に開かれた霞ヶ浦海軍航空隊。現在の茨城大学農学部一体にあり、広大な飛行場を有した航空隊は、日本の航空技術発展に大きく寄与した場所でもあります。

この歴史を紐解く貴重な資料となるのが、1931(昭和6)年に発行され、霞ヶ浦海軍航空隊10年の歴史を写真と年表等で記録した『霞空十年史』です。航空隊正門前にあった廣岡写真館が作成しました。

この写真館は、海軍御用達として航空隊のさまざまな行事等の記録写真を撮影するほか、所属する隊員たちが肖像写真などを撮る場所でもありました。さて、霞ヶ浦海軍航空隊の飛行場は、当時日本の空の玄関口としての役割も担っており、外国からたくさんの飛行機が飛来していました。中でも特筆すべきは、1929(昭和4)年8月に来霞したツェッペリンLZ127号です。

『霞空十年史』では、その姿を「独逸科学の結晶、空の怪物 欧州戦争当時は空の魔人とさへ言はれし硬式ツェ伯号」と表現しています。第一次世界大戦において、LZ127号の前身である飛行船はイギリス本土の爆撃などに使用されましたが、その後旅客輸送のために改良を加えられ、LZ127号に至っては全長約235mと、当初の2倍の長さになりました。

この巨大な飛行船をドイツから迎え入れるにあたり、陣頭指揮を執ったのは当時の海軍省でしたが、そのほかにも外務省や陸軍省、逓信省(航空、運輸等をつかさどっていた省)が協力し合い、この大プロジェクトに挑みました。

『霞空十年史』には、7月1日に、ツェッペリン伯号を迎える準備として格納庫内に引き出し用のレールを敷いたこと、ドイツからの先発隊員を迎えるための打ち合わせをしたこと、ツェッペリン伯号に供給する大量のガスをどうするかについて業者と打ち合わせをしたことなどが記されており、1か月後の大イベントに向けてあわただしい日々だったことがうかがえます。



▲『霞空十年史』とツェッペリン伯号のページ4枚の写真のうち左下が押収格納庫から顔を出すツェッペリン伯号(当館蔵)

学芸員のつぶやき

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、状況により事前の予告なく臨時休館となる場合があります。最新の情報は予科練平和記念館ホームページや公式 Twitter、Facebook 等でお知らせします。

▼ホームページ:<https://www.yokaren-heiwa.jp/> ▼公式 Twitter:twitter.com/yokarenpmm

▼公式 Facebook:facebook.com/profile.php?id=100052365353925

〈広告欄〉

7月13日

(火) 同時発売

発売期間 / 7月13日(火) ~ 8月13日(金)

抽せん日 / 8月25日(水) 各1枚 300円

★この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。
★宝くじは、ぜひ茨城県内でご購入願います。

宝くじに関するお問合せ / 03-3535-9033 [みずほ銀行]
公益財団法人 茨城県市町村振興協会



インフォメーション

お知らせ 町税等の納付催告書を送付 しています

町では、例年7月・12月・4月の年3回、町税等に未納のある人に対して納付催告書を送付しています。

催告書が届いた場合は、催告書に記載のある町税等が未納となつていきますので、明記していただきます指定期限までに納付してください。指定期限までに納付・連絡がない場合、税負担の公平性を保つため、滞納処分を行う場合があります。

指定期限までの納付が難しい場合は、納税相談を随時受け付けていますので、電話連絡のうえ収納課までお越しください。
なお、催告書が到達する前に納付済みのときは行き違いですのでご容赦ください。

図 収納課 ☎ 888-1111
(146・148)

募集 「介護保険運営協議会委員」 募集

「町介護保険運営協議会」は、介護保険事業の運営に関する重要事項等を審議するために設置している附属機関です。

このたび、左記のとおり一般公募の委員を募集します。

● 募集人数 ● 介護保険第1号被保険者(65歳以上の人)・・・1人 ● 介護保険第2号被保険者(40歳～64歳の人)・・・1人

▼ 応募資格 町内に在住する満40歳以上(令和3年4月1日現在)の人で、年に2～5回程度開催される会議(平日の日中開催)に出席できる人

※公務員および介護保険に関する職場に勤務する人は除く

▼ 任期 3年(令和6年3月末まで)

▼ 報酬 町規定に基づき、会議出席ごとに報酬・交通費をお支払いします

▼ 応募方法 応募申込書を左記申込先まで請求または町ホームページ(<http://www.town.ami.lg.jp/000009005.html>)からダウンロードし、郵送もしくはメールで提出してください

▼ 応募期間 7月12日(月)まで ※当日必着。なお、選考結果は7月下旬に応募者全員へ通知します。また、提出いただいた書類等は返却しません

図 〒300-0392 阿見町中央1-1-1 高齢福祉課介護保険係 ☎ 888-1111 (141・143)

☎ koreiukushika-ofc@town.ami.lg.jp

募集 自衛官募集

● 航空学生
▼ 受験資格 ▼ 海上自衛隊：18歳以上23歳未満の人(高卒者・高卒見込含)または高専3年次修了者(見込含) ▼ 航空自衛隊：18歳以上21歳未満の人(高卒者・高卒見込含)または高専3年次修了者(見込含)

▼ 受付期間 7月1日(木)～9月9日(木)まで ※締切日必着

▼ 試験期日 ▼ 1次：9月20日(月) ▼ 2次：10月16日(土)～21日(木)のうち指定する1日 ▼ 3次(海上自衛隊)：11月19日(金)～12月15日(水)のうち指定する1日 ▼ 3次(航空自衛隊)：11月13日(土)～12月16日(木)のうち指定する1日

● 一般曹候補生
▼ 受験資格 18歳以上33歳未満の人(32歳の方は採用予定月の末日現在、33歳に達していない人)

▼ 受付期間 7月1日(木)～9月6日(月)まで ※締切日必着

▼ 試験期日 ▼ 1次：9月16日(木)～19日(日) ▼ 2次：10月9日(土)～24日(日) ※1次・2次とも指定する1日

▼ 自衛官候補生
▼ 受験資格 18歳以上33歳未満

図 自衛隊茨城地方協力本部龍ヶ崎地域事務所 ☎ 0297-6413351

☎ <http://www.mod.go.jp/pcof/ibaraki/>

の人(32歳の方は採用予定月1日から起算して3月に達する日の翌月の末日現在、33歳に達していない人)

▼ 受付期間 年間を通して受付を行っています

▼ 試験期日 受付時にお知らせ

▼ その他 7月1日(木)から防衛大学校学生・防衛医科大学校学生も受け付けています。詳細は左記にお問い合わせください

図 自衛隊茨城地方協力本部龍ヶ崎地域事務所 ☎ 0297-6413351

☎ <http://www.mod.go.jp/pcof/ibaraki/>

お知らせ 町シルバー人材センター 入会説明会開催

▼ 期日 7月13日(火)

▼ 時間 午前9時30分から約1時間(5分前までに集合)

▼ 場所 町シルバー人材センター

▼ 対象 同センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人(入会承認制)、特に女性で施設清掃、網戸・障子貼り、草刈り、草取り、植木の手入れを希望される人歓迎

※参加希望者は左記へ予約すること

図 (公社)町シルバー人材センター ☎ 888-2036

〈広告欄〉

夢失勿生人～人生夢失うことなかれ～		輝く笑顔は充実の証	
オープンスクール 8/25は部活動体験会	7月22日(木祝) 7月31日(土)		オープンスクール 6月19日(土) 7月17日(土)
	8月1日(日) 8月25日(水)		8月21日(土) 全日AM9:00～
	全日AM8:30～		※お申し込みは本校HPをご覧ください。
霞ヶ浦高等学校・附属中学校 〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地		高校 TEL.029-887-0013 FAX.029-887-9380 中学校 TEL.029-888-8208 FAX.029-888-8016 HP https://www.kasumi.ed.jp	



募集 令和3年度町職員採用選考(10月1日採用予定)実施

令和3年10月1日採用予定の町職員として、建築士・保健師・精神保健福祉士を募集します。詳細は左記の町ホームページ(二次元コードからもアクセスできます)でご確認ください。

なお、一般事務は令和4年4月1日採用予定として募集を予定しています。募集案内は7月下旬から8月上旬に町ホームページへ掲載する予定です。一般事務以外の募集職種については現時点で未定です。

応募期間 6月30日(水)正午～7月13日(火)正午
町人事課 ☎888-1111 (211)
http://www.town.ami.lg.jp/000008974.html



募集 「中学生いきいき介護教室」参加者募集

社会福祉協議会では、地域のボランティアによる支えあう地域社会づくりを推進するため、介護予防の担い手として町内在住の中学生を対象とした介護教室を実施します

対象 町内在住の中学生
募集人数 各回30人

参加費 無料
日時 ①7月27日(火) ②8月3日(火) ③8月6日(金)
午前10時～正午(①のみ午前9時～正午)

場所 町総合保健福祉会館(さわやかセンター)、県立医療大学
内容 ①「高齢者についての理解」：年齢を重ねることによる身体的な変化や、高齢者と接するときのマナーについて、体験を交えて学びます

②「ボランティア講座」：私たちにできること」「ボランティア」とはどのような活動なのでしょうか? 自分たちができることについて考えてみましょう
③「人の役に立つ仕事と生き方」：介護と福祉を中心とした「介護や福祉の仕事の内容や、そのやりがい・魅力について学びます」

応募方法 各中学校にある申込用紙で7月9日(金)までにお申し込み下さい
町社会福祉協議会地域福祉係 ☎887-0084

お知らせ 陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地夜間飛行訓練

日時 7月27日(火)・28日(水)、日没から約3時間以内
陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校 総務課 ☎842-1211

お知らせ 預けて安心! 法務局における自筆証書遺言所保管制度

令和2年7月10日から法務局(本局・支局)において「自筆証書遺言書保管制度」が始まり、多くの皆さまから遺言書の保管申請がされています。本制度を利用して、自筆で書いた遺言書を法務局に保管していただくことにより、大切な遺言書の紛失や改ざん等を防止することが出来ます。

詳しい手続きに関しては、水戸法務局ホームページ(http://hounnkyoku.moj.go.jp/mito/)をご覧ください。
町水戸法務局土浦支局総務課 ☎821-0783(平日午前8時30分から午後5時15分まで)

募集 裁判所職員一般職試験 裁判所事務官・高卒者区分

期日 ①次：9月12日(日)
②次：10月中旬～下旬
申込方法・期間 インターネット：7月6日(火)午前10時～15日(木)
郵送：7月6日(火)～9日(金)
※郵送は7月9日消印有効。また、インターネット申し込みができない場合のみ郵送で申し込みください

その他 詳細はホームページ(https://www.courts.go.jp/saiyo/index.html)または裁判所で配布している受験案内を

ご確認ください
町水戸地方裁判所事務局総務課 ☎029-1224-8417

代外 県立土浦産業技術専門学院 オープンキャンパス開催

日時 体験会：①7月21日(水) ②8月25日(水) 午後1時30分から(受付：1時から)
見学会：③7月17日(土) ④8月4日(水) 午前10時30分から(受付：10時から)

場所 県立土浦産業技術専門学院(土浦市中村西根番外)
対象 高校生・受験希望者
申込方法 電話で左記に申し込む

申込期限 ①7月16日(金)まで ②8月20日(金)まで ③7月14日(水)まで ④7月28日(水)まで

町県立土浦産業技術専門学院 ☎841-3551
http://www.tgakun.ac.jp/

お知らせ おわびと訂正

広報あみ6月号通常版(5月28日発行)34ページ内、「7月の納税等」について左記の誤りがありました。お詫びして訂正します。
誤：納期限7月31日(金)
正：納期限8月2日(月)
町収入課 ☎888-1111 (148)

〈広告欄〉

お気軽にご相談ください!!
相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)
*全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見
阿見町役場 阿見小学校 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号
神林ビル202号室 あみ司法書士事務所
(簡裁訴訟代理等関係業務認定) 司法書士 瑞一樹
TEL 029-804-0382
E-mail:ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp
(平日 午前9:00～午後6:00)
・上記以外の時間帯や、土日祝日でも対応致します。
・面談は、事前のご予約が必要です。

広報あみに広告を掲載しませんか?
広告募集中
町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中
問い合わせ 商工観光課 ☎888-1111(172)

●防災行政無線フリーダイヤル●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

0120-131-813

●あみメール登録お願いします●



スマートフォン・携帯電話で t-ami@sg-m.jp 宛てに空メールを送信するか、または左記二次元コードを読み取り、専用サイトにアクセスして登録してください。

▲二次元コード

●定例相談●

行政相談

日時 7月1日(木) 午前10時～午後3時
場所 役場3階302会議室
問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日時 月～金曜日 午前9時～午後5時
場所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎ 888-1225

心配ごと相談

日時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分
※弁護士相談は毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約
場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

期日 月・水～金曜日(火曜日は閉庁)
時間 午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 第3水曜日 午後1時～4時 ※要予約
場所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時15分
※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

●公共機関電話番号●

うずら出張所 ☎ 841-1167	本郷ふれあいセンター ☎ 830-5100
健康づくり課 ☎ 888-2940	舟島ふれあいセンター ☎ 840-2761
福祉センターまほろば ☎ 887-3969	吉原交流センター ☎ 889-0277
地域子育て支援センター ☎ 891-2772	図書館 ☎ 887-6331
阿見消防署 ☎ 887-0119	予科練平和記念館 ☎ 891-3344
火災情報案内 ☎ 0297-64-0119	総合運動公園 ☎ 889-2788
上下水道課 ☎ 889-5151	教育相談センター ☎ 888-1225
霞クリーンセンター ☎ 889-0091	町民活動センター ☎ 888-2051
中央公民館 ☎ 888-2526	町男女共同参画センター ☎ 896-3181
君原公民館 ☎ 889-1363	消費生活センター ☎ 888-1871
かすみ公民館 ☎ 888-8111	町民ダイヤル ☎ 887-6600

●人口と世帯●

- 総人口 48,138人 (+ 57) ▽6月1日現在
- 男性 23,940人 (+ 38) ▽常住人口ベース
- 女性 24,198人 (+ 19) ▽()内は前月比
- 世帯数 20,603世帯 (+ 61) ▽総務課調べ

7月の納税等

固定資産税(2期)
国民健康保険税(1期)
後期高齢者医療保険料(1期)
介護保険料(1期)
納期限 8月2日(月)

8月の納税等

町・県民税(2期)
国民健康保険税(2期)
後期高齢者医療保険料(2期)
介護保険料(2期)
納期限 8月31日(火)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

救急車出動状況 5月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急病	103件(504)
出場件数 150件(760)	交通事故	11件(55)
	一般負傷	19件(113)
※救急車の適正な利用をお願いします	その他	17件(88)
	合計	150件(760)

『広報あみ』は、下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階秘書広聴課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:町内の郵便局、町内の常陽銀行・筑波銀行の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店、カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店、スーパータイヨー阿見店、ランドロームフードマーケット阿見店